

2017(平成29)年5月30日

株式会社モイスト 御中

適格消費者団体

特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5
TEL 048-844-8972 / FAX 048-844-8973
理事長 池本 誠司



申入書

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービスおよび契約に関する調査、研究、検討を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人です。平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用等に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

当会では一般消費者と事業者との間で締結される消費者契約につき、消費者の権利擁護の観点から、広告表示等についての検討を行っております。今般、消費者の方から情報提供がありましたため、サプリメントの販売に関する貴社の広告表示につき検討した結果、貴社が使用している広告表示には、不当景品類及び不当表示防止法(以下「景品表示法」といいます。)に違反する不当な内容が記載されているということが判明したため、下記のとおり申入れをいたします。

つきましては、本書面到達後2週間以内に、申入れに対する回答を書面にて当会まで送付いただけますようお願いいたします。なお、本申入書および貴社からの回答の有無・内容等は消費者契約法第27条に基づき、当会において公表させていただくことを念のため申し添えます。

記

貴社商品のWebページ上の広告表示について

当会から先にご送付した申入れ書に記載のWebページ(<https://moistcorp.jp/lp/3EVK/>)につき、削除対応を頂きありがとうございました。

しかし当会の調査したところ、現在も他のURL(<https://moist-corp.jp/lp/76WV/>等)において、同様の問題のある表記が残っているままです。

つきましては、上記に表示した現存するURLに限らず、貴社の行われている広告表示のすべてにおいて、次のような表示の使用を停止いただくよう申入れます。

問題となる表示

「申し込みにより消費者が負担することとなる最低金額の総額」及び「申し込みにより同額の負担が必要となること」を一般の消費者が明確かつ容易に認識できない形で、その一部の価格などを強調して表示すること。

上記現存する広告表示においては「30日分が初回500円」「申し訳ございませんが、送料相当だけご負担ください」との文言が大きな文字で強調される一方、4か月の継続が条件であること及び4回分の申込価格が12,380円となることの表示はその直近ではなく、画面をスクロールしなければ読むことができない点、また4回分の価格12,380円の負担が必須のものであることが明確かつ容易に読み取れない点において、先に行った申入れと同様、景品表示法及び特定商取引法に抵触するため、上記のとおり申入れます。

以上

【本件に関する問い合わせ先】

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

事務局 岩岡・加藤

TEL:048-844-8972／FAX:048-844-8973